

解約返戻金について

当社から有料職業紹介で勤務したスタッフについては、採用で終了と いう訳では無く、スタッフやお客様に対して当社のサポートを継続し、 就業における問題が発生した場合は解決に努めます。

それでも採用された人材が、入社日から3ヵ月以内に当人に起因する 理由により辞職した場合は原則として、下記の金額を返戻致します。なお、個別契約において他の返戻金についてどういした場合を除く。

- 1 ヲ月以内 徴収した金額の 70 %
- 3 ヲ月以内 徴収した金額の 30 %